政令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年九月十七日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百五十五号

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十六号）の施行に伴い、及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　期日前投票（第六十条―第六十三条の二）」を「第二節　共通投票所（第五十九条の二―第五十九条の四）」に、「第三節」を「第四節」に、「第四節」を「第五節」に改める。

第一条の三第一項中「その」を「磁気ディスク及び当該投票人名簿に記録されている事項の」に改め、同条第二項中「事項が」の下に「投票管理者、開票管理者及び」を加え、「によって」を「から」に改め、「委嘱された職員」の下に「及び当該市町村の委託を受けて投票人名簿に関する事務の処理に従事する者」を加え、「同項の」を削り、「又はき損する」を「、又は毀損する」に改める。

第二条第一号中「第八十三条及び第八十六条第一項において単に」を「以下」に、「いう。第十条第一項から第三項まで、第四十七条第二項及び第百四十四条第一項において」を「いい、船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに法第六十一条第七項に規定する実習生（第三章第四節において「実習生」という。）を含む。以下」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項及び第二項並びに第七十九条」を「第三章第四節」に改め、同条第三号中「第八十六条において単に」を「第四十七条第三項及び第三章第四節において」に改める。

第五条第二項中「第二十四条第一項」を「第二十五条第一項」に、「縦覧に供する」を「異議の申出」に改める。

第六条を次のように改める。

第六条　削除

第十条第一項中「船員」の下に「（当該投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から選挙人名簿登録証明書の交付を受けている者を除く。）」を加え、同条第三項中「場合」の下に「その他総務省令で定める場合」を加える。

第十一条中「公職選挙法施行令第十九条」の下に「、第二十条」を、「引継ぎ」の下に「、磁気ディスクをもって調製されている投票人名簿を閲覧させる方法」を加え、「同令第二十一条第一項」を「同令第二十条中「法第二十八条の二第一項（同条第九項において読み替えて適用される場合を含む。）又は第二十八条の三第一項」とあるのは「憲法改正手続法第二十九条の二第一項」と、同令第二十一条第一項」に改め、「「の期日及び異議の申出期間」とあるのは「、縦覧及び異議の申出に対する決定に関する期日及び期間」と」を削る。

第十五条第一項を次のように改める。

法第三十六条第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外投票人名簿登録申請者」という。）が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章並びに第百四十四条第六項及び第七項において同じ。）（法第三十六条第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあっては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号を除き、以下この章並びに第百四十四条第六項及び第七項において同じ。）に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十六条第一項の規定による申請書（次項、次条及び第十九条において「在外投票人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外投票人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行っている場合であって総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

一　当該在外投票人名簿登録申請者の旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）

二　当該在外投票人名簿登録申請者が、在外投票人名簿に関する事務について当該在外投票人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（在外投票人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。）内に住所を有することを証するに足りる文書

第十五条第二項を削り、同条第三項中「在外投票人名簿の登録の申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第一項中「後登録基準日」を「以後登録基準日」に改め、「掲げる場合」の下に「のいずれか」を加え、「法第三十六条第一項の規定による申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改め、同条第二項中「の申請」を「の規定による申請」に改め、同条第三項ただし書中「により」の下に「在外投票人名簿登録申請書を提出した」を加え、同条第四項中「法第三十六条第一項の規定による申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改める。

第十九条中「在外投票人名簿の登録の申請書」を「在外投票人名簿登録申請書」に改める。

第二十条中「在外投票人証」の下に「（法第三十七条第三項に規定する在外投票人証をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第一項中「法第三十七条第三項に規定する」を削り、同条第二項中「添えて、」の下に「在外投票人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第一項の規定による」を加える。

第二十二条第一項中「には、」の下に「在外投票人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第一項の規定による」を加える。

第二十三条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

在外投票人証の交付を受けた者は、第二十九条第二項の規定による通知を受けた場合その他総務省令で定める場合には、直ちに当該在外投票人証をその交付を受けた市町村の選挙管理委員会に返さなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（在外選挙人証の返納の特例）

第二十三条の二　その登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から在外選挙人証の交付を受けている者は、登録基準日後国民投票の期日までの間に公職選挙法施行令第二十三条の九第一項の規定により当該在外選挙人証を当該市町村の選挙管理委員会に返さなければならなくなった場合には、同項の規定にかかわらず、当該国民投票の期日までの間、当該在外選挙人証を返すことを要しない。

第二十四条第一項中「氏名、」を「氏名及び」に改め、同条第二項中「交付」を「在外投票人証の交付」に、「及び」を「又は」に、「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。